

平成 29 年 2 月 10 日
自動車局
審査・リコール課
整備課

自動車製作者等4社から報告があった不適切なリコール改修作業について

スズキ株式会社における不適切なリコール等改修作業の報告を受け、国土交通省から自動車製作者等に対し、リコール等改修作業に関する調査を指示したところ、今般、自動車製作者等4社（ダイハツ工業株式会社、本田技研工業株式会社、三菱自動車工業株式会社、ビー・エム・ダブリュ株式会社）から、道路運送車両法第49条で規定された分解整備の内容が含まれるリコール等の改修作業が、同法第78条の認証を受けていない販売店で実施されていたとの報告がありました。

このため、本日、国土交通省より自動車製作者等4社に対し、次の事項を指示しました。

1. 認証を受けていない販売店で改修作業をした自動車について、認証を受けている整備工場
で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売店については、自動車分解整備事業の認証を取得するよう指導
し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を策定し速やかに実施すること。

（不適切なリコール等改修作業の件数等）

自動車製作者等から次表のとおり、過去3年間に分解整備を伴うリコール等の改修作業において、122の認証を受けていない販売店で、730台の作業を実施していたと報告がありました。（詳細は別紙）。

なお、これらの作業に起因する不具合の報告は受けておりません。

自動車製作者等	不適切なリコール等作業件数	不適切な作業を実施した販売店数	対象台数
ダイハツ工業株式会社	5件	56店	104台
本田技研工業株式会社（二輪）	4件	60店	124台
三菱自動車工業株式会社	4件	3店	7台
ビー・エム・ダブリュ株式会社（二輪）	5件	3店	495台
合計	18件	122店	730台